

議 長 事務局担当者より、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定の流れなどについて概要説明をいたさせます。

事 務 局 (都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定の流れなどについて概要説明)

議 長 暫時、休憩いたします。

(休 憩)

議 長 再開します。議案の説明は終わりました。貸借について担当委員から、ご確認いただいた内容の報告をお願いします。

廣 瀬 委 員 (借人の耕作状況等報告)

石 阪 委 員 (借人の耕作状況等報告)

浅 沼 委 員 (借人の耕作状況等報告)

議 長 ありがとうございます。

本議案については、午前中に生産緑地対策委員会が開催されましたので、委員長から報告をお願いします。

細 野 委 員 長 本日生産緑地対策委員会を開催し、意見を出し合いました。借人さんが適正に耕作すると見込まれることから、問題ないと判断させていただきましたのでその旨をご報告させていただきます。

議 長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。

ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。

これより採決に入ります。本議案のとおり事業計画を決定することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって本議案のとおり事業計画を決定することに決します。

続いて日程第3、議案第9号「非農地証明について」別紙により上程いたします。

別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせます。

事 務 局 課 長 (1件の証明願いについて概要を説明)

議 長 事務局担当者より非農地証明の流れ、証明することの要件などについて概要説明をいたさせます。

事 務 局 (非農地証明について概要説明)

議 長 暫時、休憩いたします。

(休 憩)

議長 再開します。ご確認いただいた委員の中から代表して、宮崎委員から報告をお願いします。

宮崎委員 (申請者、土地の現況等について説明)
議長 ありがとうございます。議案の説明は終わりました。
暫時、休憩します。

(休 憩)

議長 再開いたします。
これより質疑に入ります。
ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。

これより採決に入ります。
本議案のとおり、農地法第2条第1項の農地または採草放牧地に該当しない、非農地として証明することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって本議案のとおり証明することに決します。

続いて日程第4、議案第10号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について」別紙により上程いたします。

別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせます。

事務局課長 (3件の申請者、申請の農地、申請理由について説明)
議長 事務局担当者より農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用推進計画の流れについて概要説明をいたさせます。

事務局 (農地中間管理事業について概要説明)
議長 暫時、休憩いたします。

(休 憩)

議長 再開いたします。
議案の説明は終わりました。
それでは、担当委員からご確認いただいた内容の報告をお願いいたします。

森委員 (借人の耕作状況等報告)
議長 本日午前中に農地利用推進委員会が開催されましたので、委員長から報告をお願いいたします。

志村委員長 本日農地利用推進委員会を開催し、意見を出し合いました。借人さんが適正に耕作すると見込まれることから、問題ないと判断

- 議 長 させていただきましたのでその旨をご報告させていただきます。
ありがとうございます。これより1件目・2件目の「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用推進計画」について審議いたします。
暫時、休憩いたします。
(休 憩)
- 議 長 再開いたします。
これより採決に入ります。
本議案のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積計画について支障なしと考え、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項の規定による意見について特に意見なしとして市長に対し通知することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。
(挙 手 全 員)
挙手全員であります。よって、本議案のとおり、農用地利用集積計画に基づく貸借について、特に意見なしとして市長に通知することに決します。
暫時、休憩いたします。
(休 憩)
- 議 長 再開いたします。
議案の説明は終わりました。
それでは、3件目の担当委員からご確認いただいた内容の報告をお願いいたします。
- 森 委 員 (借人の耕作状況等報告)
議 長 本日午前中に農地利用推進委員会が開催されましたので、委員長から報告をお願いいたします。
- 志 村 委 員 長 本日農地利用推進委員会を開催し、意見を出し合いました。借人さんが適正に耕作すると見込まれることから、問題ないと判断させていただきましたのでその旨をご報告させていただきます。
- 議 長 ありがとうございます。これより3件目の「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用推進計画」について審議いたします。
暫時、休憩いたします。
(休 憩)
- 議 長 再開いたします。
これより採決に入ります。
本議案のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づ

く農用地利用集積計画について支障なしと考え、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項の規定による意見について特に意見なしとして市長に対し通知することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって、本議案のとおり、農用地利用集積計画に基づく貸借について、特に意見なしとして市長に通知することに決します。

続いて、町田市農業委員会会長専決規程に基づく専決事項および報告事項について、事務局課長に一括報告いたさせます。

事務局課長 専決事項（農地法4条4件、5条12件、納税猶予に関する適格者証明書0件、引き続き農業経営を行っている旨の証明書7件）

報告事項（農地法第18条第6項の規定による通知について0件）

議長 報告は終わりました。何かご質問はありませんか。

何もないようですので、以上をもちまして本会議を閉会いたします。